

- 1. 養老院、孤児院、公衆食堂、宿舎、病院、公園、児童、浴場、火葬場、産科婦科所
- 2. 小農貸金の強制改善
- 3. 公営住宅の増設改善及びその分配の公正
- 4. 完全なる居住権の確保
- 5. 公営住宅管理の居住代表の参加
 - イ 代表の参加並に敷金権利金の徴収
 - ロ 賃貸決定の委員の設置と借家
- 6. 電灯、水道、瓦斯、電車、自動車事業の公営と料金の値下げ
- 7. 産業組合、農会、信用組合の完全なる自主化
- 8. 米穀検査制度の廃止
- 9. 地主負担による水利施設の完備並に耕地改良
- 10. 禁煙法の廃止
- 11. 一切の天災害並びに煙毒、銃毒、工業製品等による積害の資本家地主負担の補償
- 12. 府県有原野、山林、池沼等を市町村管理とし、小農の共同使用に開放
- 13. 耕地の買収、利用決定に農民代表の参加
- 14. 失業救済施設の改善、及びその労働者による管理
- 15. 肥料、器具、蚕種、種畜の公営並に配給の公正
- 16. 人身買賣の嚴罰と公娼制度の廃止
- 17. 教育

- 1. 一切の教育に対する中央政府の専政支配絶対反対
- 2. 教育機關管理への学生生徒代表の参加
- 3. 一切の教育機關を解放し、大衆の完全なる教育上の機会均等を確保
 - イ 授業料の廃止
 - ロ 夜間学校
 - ハ 学用品の無料支給と燃料供
- 4. 在郷軍人会、青年団、少年団、青年訓練所の廃止
- 5. 消防団の完全なる自主化
- 6. 労働学校、農民学校等の無産階級教育機關の確保とその補助
- 7. 図書館、博物館の充実並にその管理への大衆の参加
- 8. 教員の待遇改善と視学官の廃止
- 9. 労働青年団組織の自由
 - イ 公営事業に従事する労働者、下級吏員、雇員の生活の保証
 - ロ 田舎権、罷免権、団体協約権の確保
 - ハ 七時間労働制の確立
 - ニ 標準生活費に基づく最低賃銀、失業手当制、賃銀の一週間増
 - ホ 男女労働者の差別待遇廃止、幼年傭人労働禁止制限
 - ヘ 産前産後八週間は給金額支給の公休
 - ハ 時間外労働、夜間労働の廃止、労働組合法等で承認したものは除外